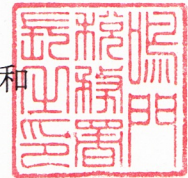


鳴法（免許）第9号
令和3年4月7日

徳島県徳島市川内町鶴島105番地の3
株式会社高橋ふとん店
代表取締役 高橋 武良 殿

鳴門税務署長 宇野 典和



酒類販売業免許通知書

令和3年2月12日付で申請のあった徳島県板野郡松茂町豊久字朝日野6番5（別紙
図面に記載の酒類販売場の位置）の酒類販売業免許については、下記条件を付けて令
和3年4月7日付で免許しましたから、酒税法第21条の規定により通知します。

なお、下記条件は、酒税保全上酒類の需給の均衡を維持するために付けるもので
す。

記

- 1 販売する酒類の範囲は、国産酒類のうち次に該当するリキュールに限る。
カタログ等（インターネット等によるものを含む。）の発行年月日の属する会計
年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。）の前会計年度における酒
類の品目ごとの課税移出数量が、全て3,000キロリットル未満である酒類製造者が
製造、販売する酒類。
- 2 酒類の販売方法は、2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象としてカタロ
グ等（インターネット等によるものを含む。）を使用して販売のための誘引行為を
行い、通信手段により購入の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販
売で、かつ、酒類の購入申込者が20歳未満の者でないことを確認できる手段を講ず
る場合に限る。